

「Mission'S」受講規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 LOIVE（以下「当社」といいます。）が開催する「Mission'S」の提供条件及び当社と受講者（以下「受講者」といいます）の皆様との間の権利義務関係が定められています。本研修の受講に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「本契約」とは、本研修の受講に関する当社と受講者との間の契約をいいます。
- （2）「受講者」とは、当社との間で本規約を締結して本研修を受講する者をいいます。
- （3）「本研修」とは、当社が提供する「Mission'S」の総称（全てのコース、付随サービスを含み、サービスの名称又は内容が変更された場合には、当該変更後のサービスをも含むものとします。）をいいます。
- （4）「トレーナー」とは、本研修を実施する者をいいます。
- （5）「他の受講者」とは、本研修を受講する自己以外の受講者をいいます。
- （6）「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的もしくは人格的権利をいいます。
- （7）「Classroom」とは、本研修をオンラインで開催する場合に使用するツールをいいます。

第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、当社と受講者の間において適用されます。
- 2 当社が定める本研修の受講に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定とその他の規程の内容が矛盾する場合、本規約が優先して適用されます。

第3条（申込・申込条件）

- 1 受講者は、本規約の全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により受講の申込みを行うものとします。当社に提供した情報が不正確であることにより受講者に生じる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 2 受講者は、以下の各号を保証します
 - （1） 申込み時に登録する情報が全て正確であること。
 - （2） 心身ともに健康であること。
 - （3） 本研修の受講開始日に、満 20 歳以上であること。
 - （4） 本研修は各研修の全日程及びすべてのセッションに参加すること。原則として、遅刻・欠席・早退・途中退席は認められず、これらに該当する場合、当社は受講をお断りすることがあります。
- 3 当社は、受講者が以下のいずれかに該当する場合はその申込を認めないことがあります。なお、当社は、申込を認めないという判断に関する理由を開示する義務を負いません。
 - （1） 当社所定の方法によらずに本研修の受講申込を行った場合
 - （2） 申込条件を満たしていないと当社が判断する場合
 - （3） 登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - （4） 本規約に違反するおそれがある場合
 - （5） 当社が本研修以外で提供する講座・サービスに関して、過去に当社と紛争が生じた者又はその関係者である場合
 - （6） 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - （7） 反社会的勢力である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
 - （8） 当社が本サービス以外で提供するサービスに関して、過去に当社と紛争が生じた方又はその関係者である場合
 - （9） その他当社が申込を妥当でないと判断した場合
- 4 受講者は、本条に基づき登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、その変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって受講者が損害及び又は不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（支払）

- 1 受講者は、当社に対し、本研修の受講料として、当社所定の代金を、当社所定の支払方法に従って、当社所定の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、受講者の負担とします。受講者が代金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 2 本研修の受講の際に発生する交通費、宿泊費及び通信費等の諸費用は、全て受講者の負担とします。
- 3 又は当社は、本規約に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず代金の返金又は本研修の再提供を行いません。

第5条（本研修）

- 1 本研修は、自己の内面的・精神的事項を扱う内容であることを、予め受講者は承諾します。
- 2 当社は、本研修の内容の追加、削除等の変更を適宜に行うことがあり、受講者はこれを承諾します。
- 3 受講者は、本研修の受講方法につき、当社所定の方法に従うものとします。
- 4 当社が、本研修の開催前に本研修を担当するトレーナーを公表等している場合であっても、当社は、本研修を実施する予定のトレーナーが怪我・病気・その他やむを得ない事由により本研修の実施が困難と判断したときは、受講者に事前に通知することなく、本研修のトレーナーを変更することができるものとします。この場合、トレーナーの変更を理由として受講料の返金は一切行いません。
- 5 当社が認めない事由により欠席・遅刻・早退・途中退席等をした場合、受講料の返金は一切行いません。また、再受講を希望する場合は、再受講料金が設定されている研修を除き、改めて正規料金でのお申込みが必要となります。
- 6 第3条第2項(4)にかかわらず、受講者が万が一、やむを得ない事由により全日程のすべてのセッションに参加することが困難なときは、受講者は、当社が認めた場合に限り、当社が指定する別日程での受講に振替を行うことができるものとします。なお、受講の振替の可否は、当社が判断し、決定します。ただし、これを理由として当社は受講料の返金を一切行いません。なお、この場合におけるやむを得ない事由とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。
 - (1)受講者本人の不慮の事故、急病、又は負傷
 - (2)天災地変、交通機関の途絶、その他受講者の責に帰さない事由
 - (3)その他、当社が客観的な状況に基づきやむを得ないと判断した事由
- 7 前号において、当社が受講の振替を認める場合、受講の振替は原則として本来の受講予定日から3ヶ月以内とします。ただし、重度の傷病等、真にやむを得ない事由があると当社が判断した場合はこの限りではありません。なお、受講の振替は、原則として初日のセッションから再受講するものとし、欠席したセッションのみの受講、及び/又は途中日程からの参加は認められません。

第6条（オンラインによる開催）

- 1 当社が、本研修をオンラインで開催する場合、Google Classroom を使用します。この場合、受講者は本研修を受講いただくために Google アカウントを取得いただく必要があります。また、受講者は、Google アカウントに登録した氏名が本研修を同時に受講するクラスの受講者全員に共有されることを承諾します。Google Classroom の使用にあたっては、Google Classroom の規約 (https://transparency.google/intl/ja_ALL/our-policies/product-terms/google-classroom/) が適用されます。
- 2 本研修をオンラインで開催した場合、受講者は講義及び受講者が発表した内容等（ただし、ブレイクアウトルームでの発表等は含まない）を受講日翌日から1カ月間のみ Classroom にて視聴することができます。

第7条（再委託）

当社は、本研修の全部又は一部の提供を第三者に再委託することができます。

第8条（禁止行為）

受講者は、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本研修を不正の目的をもって受講する行為
- (2) 本研修の内容の全部又は一部の第三者への提供、口外その他一切の開示行為
- (3) 本研修の録音、録画、撮影、その他複製行為
- (4) 本研修の受講に必要な範囲を超え、トレーナー又は他の受講者と個人的に接触しようとする行為
- (5) 本研修の円滑な運営・維持を妨げる行為
- (6) 本研修の信用を毀損する行為
- (7) 他の受講者又は第三者になりすます行為

- (8) トレーナーを当社の競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為
- (9) 当社が予定していない態様にて本研修内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (10) 犯罪に関連する行為
- (11) 公序良俗に反する行為
- (12) トレーナー又は他の受講者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為その他不良行為等本講座の提供を妨げる行為
- (13) トレーナー又は他の受講者に対する暴力的な言動、脅迫的な言動、性的な言動、差別につながる言動又は自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引若しくは助長する言動その他不快感を与える言動
- (14) 当社、トレーナー、他の受講者又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (15) トレーナー又は他の受講者の個人情報及びプライバシー情報の第三者への提供、口外その他一切の開示行為
- (16) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (17) 前各号の行為を第三者が行うことを看過する行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

第9条（知的財産権等）

本研修の知的財産権等は、全て当社に帰属します。本規約の締結は、本研修に関する当社の知的財産権等に関し、本研修を受講する範囲を超えて、受講者に対して、いかなる権利も許諾するものではありません。

第10条（非保証及び免責）

- 1 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。さらに、受講者が当社から直接又は間接に、本研修に関する情報を得た場合であっても、当社は、受講者に対し、本規約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行うものではありません。
 - (1) 本研修で得られる情報が最新かつ正確な情報であること、また受講者にとって過不足なくかつ完全な情報であること
 - (2) 本研修で得られる情報及び効果が受講者の特定の目的に適合しており、また有用であること
- 2 受講者は、本研修を自己の責任で利用するものとし、本研修の受講に起因して受講者に生じたあらゆる損害（体調の悪化及びそれに伴う事故、けが等を含むがこれに限らない）について、当社は責任を負わないものとします。
- 3 本研修の受講において、受講者が当社所定の方法を遵守しないことにより生じた不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（不可抗力）

当社は、法令の制定改廃、天災地変、感染症、停電、通信障害、不正アクセス、オンライン配信システムの仕様変更・不具合・停止等、当社の責によらない事由及び不可抗力（以下「不可抗力」という）に基づく事由により受講者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。なお、不可抗力により本研修の内容、開催場所の変更、開催の中止又はオンラインでの開催に変更等をする場合は、本研修の受講に際し、受講者に生じる費用等について、当社は保障しないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

当社は、受講者の個人情報について、当社所定のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 受講者は、当社に対し、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 受講者は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 受講者が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なくして、受講者は本規約上の債務につき期限の利益を失い、当社は、直ちに本規約を解除することができます。
- 4 当社が前項による解除を行う場合でも、受講者は、本研修の受講の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当社はこれを受講者に返金しないものとします。）。

第14条（中断等）

- 1 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、本研修の日程変更又は振替え並びに本研修を中断、制限又は中止する措置を講じることができるものとします。
- (1) 受講者が、代金の全部又は一部を未払いの場合
 - (2) 受講者が、第7条（禁止行為）に定める禁止行為を行った場合
 - (3) その他受講者が、本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (4) 最小催行人数に満たない場合
 - (5) 当社の事業上の理由、本研修の変更、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害等により、本研修を変更、中断、制限又は終了する必要がある場合
 - (6) その他当社が本研修の日程変更、振替、中断又は中止の必要があると合理的に判断した場合
- 2 当社は、前項の措置を講じるにあたっては、事前に予告するよう務めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（期限の利益喪失・解除）

- 1 受講者は、次の各号の一に該当した場合には期限の利益を失うものとし、当社は何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 信用状態が悪化した場合
 - (3) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (4) 第7条（禁止行為）に違反した場合
 - (5) その他、当社が本研修の提供が適当でないと判断した場合
- 2 当社が本条による解除を行う場合でも、受講者は、代金全額の支払義務を免れないものとします。

第16条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 受講者は、故意又は過失により本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。
- 2 受講者は、本研修に関連して受講者と第三者との間で紛争が生じた場合、受講者の費用と責任において、当該紛争を処理するものとします。
- 3 当社は、本研修の実施に際して、自己の故意又は過失により受講者に損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。
- 4 当社が受講者に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、受講者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、賠償すべき損害の額は、本規約の解除又は解約の有無を問わず、本研修の代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第17条（契約期間）

本規約の期間は、本規約に同意いただいた日から、別途当社が定める各本研修の終了日までとします。

第18条（解約及び代金の返金）

- 1 受講者は、契約期間中といえども、当社所定の方法で当社に通知することにより、本契約を解約することができるもの

とします。

- 2 前項に基づき解約する場合であっても、受講者は、本研修の受講の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当社はこれを受講者に返金しないものとします）。ただし、受講者が以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号の定めに従い、当社は受講者に代金の返金を行うものとします。

（1）傷病その他健康上の理由により本研修の受講が困難となる等、本規約の解約がやむを得ない事由に基づく当社が認めた場合には、当社は代金全額を受講者の指定する金融機関口座に振り込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は受講者の負担とします。

（2）下表のいずれかに該当する場合には、当社はそれぞれ下表記載の計算方法に則り算出した金額を受講者の指定する金融機関口座に振り込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は受講者の負担とします。

解約日		返金額
本研修の受講開始日の前日から起算して	(1) 30 日以前にあたる日以前の解約申出	代金全額
	(2) 29 日以前にあたる日以降の解約申出（(3)(4)を除く）	代金の 50%
	(3) 14 日以前にあたる日以降の解約申出（(4)を除く）	代金の 30%
	(4) 本研修の受講開始日の前日以降の解約申出	返金しない

第 19 条（連絡）

- 1 当社から受講者への連絡は、書面の送付、電子メール又はチャットの送信等、当社所定の方法によって行うものとします。当該連絡が、電子メール又はチャットの送信によって行われる場合は、当社が当該連絡をインターネット上に送信した時点で受講者に到達したものとします。
- 2 受講者から当社への連絡は、当社所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当社は、当社所定の問合せ窓口以外からの問い合わせについては、対応を行う義務は負いません。

第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（管轄）

本研修に関連して受講者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（規約の変更）

- 1 当社は、以下のいずれかの場合に、本規約をいつでも任意に変更することができます。
- （1）本規約の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき
- （2）本規約の変更が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約の変更の効力発生日までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、受講者が申込時に登録した宛先に対して送信し、又はその他適切な方法により周知します。
- 3 受講者が本規約の変更に同意しない場合、本規約の定めに従い、本規約を解約するものとします。受講者が、変更の効力発生日までに本規約を解約しない場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

2025 年 9 月 18 日 制定

2025 年 12 月 24 日 改定

2026 年 1 月 1 日 改定

2026 年 2 月 3 日 改定

Mission'S 受講申込書

本規約を理解し、合意のうえ、Mission'S の研修に申込をいたします。

申込日： 年 月 日

住所：

氏名： _____ 印 _____